

日本医労連 2004年度NO.6 2005.2.21

青年協ニュース

全国の取組みやチラシ・ニュース等をお寄せください！

日本医労連 FAX：03-3875-6270

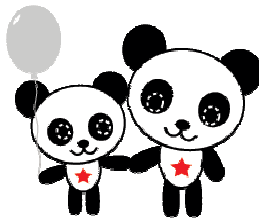
ニュースやネタは... seinen@irouren.or.jp までお寄せください

***このニュースは各県と各県青年部の代表(分かる範囲で)に送っています。青年の会議で配るなど、多くの青年に渡るようご協力ください！**

神奈川県医労連青年委員会が年次総会

1月23日(日)に三浦海岸のマホロバマインズで青年委員会の年次総会を行いました。(4単組・書記局・合計6名。)参加人数が去年よりだいぶ少なくて寂しかったのですが、青年の後継者問題・2月のスキーツアー(25(金)~27(日)旭川)・2月16日スタート予定の最賃体験などで話が拡がり、1時間半では時間が足りないくらい熱く語り合いました。昨年は、アクトやスキーの定例行事に加え、青年の雇用を守る大集会(6月・300人参加) 青年フェスタ(11月・1万人来場)にも参加し、働く若者の要求実現を目指し他団体とともに取り組んできました。課題は、参加状況です。もっともっと多くの若者が気軽に参加できるように知恵を出し合います。

(神奈川県医労連 青年委員長 朝見幸子さん☆横福協労組)



全労災青年部が定期大会でアクト財活

2月10日~12日まで宮城県の秋保温泉で全労災第53回定期全国大会を開催しました。前回に引き続き、今年の大でも青年部として財活をおこないました。今年は全国アクトが北海道で開催されることから、アクトの宣伝とあわせて北海道の珍味とアクトボールペンを販売。参加されたみなさんのご協力ですべて完売することができました。売り上げは(純利益)38120円!大会に参加した青年委員のがんばりと参加された方のご協力あつての成果となりました。

また、大会でも立川智浩さんが青年部活動について発言。全労災の青代への参加や平和活動の取り組み、そして今年8月に開催される北海道アクトへの参加などについて発言しました。

2月27日からは青年部主催で北海道スキーツアーも開催されます。今年もがんばってみんなと一緒に青年部活動に取り組んでいきたいと思ひます。(浅山麻実青年協副議長☆全労災本部)

新・旧役員合宿を行いました！長野青年部

12/12(日)～13(月) 役員合宿がありました。1日目は普通に役員会があり、次回やる内容を決めたりしました。最後には学習担当より「戦争あかん」のDVDをみました。このDVDは戦争のために人々がどんな影響を受けたかを映してあるDVDでした。私たちは、テレビなどでよく戦争のことを聞いたりみたりしますが、実際体験したことがなく興味を持つ人は少ないです。病院で月1回行われる役員会があるので、このDVDをみて少しでも戦争について考えたりしたいと思います。

夜はみんなで鍋を食べました。初めてだった私はとても緊張していましたが、はなしているとても楽しく、みんな良い方でした。鍋もみんなで作り、とてもおいしかったです。

2日目は各病院の青年部について話し合いました。どのくらいの青年部員がいて、実際会議や行事に参加している部員は何人くらいか調べ、各単組・支部で発表しました。なかには人数が少なく、青年部ができないところもあるそうです。

私のいる病院は部員も多く各病棟で2名ずついますが、会議・行事に参加する人は約20人くらいで、大体出席する人は決まっています。どこの病院も同じ悩みがあるんだなと思いました。もっとたくさんの青年部員に参加してもらえるような青年部にしていきたいです。どうしたらみんなが出てくれる青年部が作れるか、会議に出てきてくれるみんなで考えていきたいと思います。

(長厚労・佐久支部 黒沢佳奈子さん☆長野県医労連青年部ニュース「We are only one」より)



「新人だから」「仕事が遅いから」は残業代の不払いの理由

にはならない！和歌山県医労連と県労働局との懇談から

和歌山県医労連は、昨年秋に実施した退勤調査結果に基づき、今後の監督行政に生かしてもらうために、1/28に和歌山県労働局と懇談をもちました。平成15年度は不払い労働は8件摘発し、いずれも情報提供者があって調査した結果とのこと。個別に申告があれば対応でき、その際の客観的資料として残業時間をメモに残すなど、日頃から労働者本人も努力してほしいとのこと。

医労連は退勤時間調査に基づいて、サービス残業になっている作業内容を示し、労働局に見解を求めました。労働局の説明を、ぜひ各組合で当局に要求する参考にして下さい。

①始業時前の作業準備について

使用者の指揮監督下にあるかどうか。明示は必要ない。「就業規則で定められた始業時刻よりも前に作業の準備を余儀なくされている実態は、使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができ、当該行為に要した時間は労働時間に該当する。」(最高裁判決 H7)

②勉強会、研修会について

参加しないと、就業規則上の制裁を受けるなど不利益を受ける、あるいは、業務との関連性が強く、それに参加しないと本人の業務に具体的に支障が生じる等の観点から、実質的に参加が強制されていると判断できる場合は、労働時間にあたる。

③仕事が遅いから、慣れていないから、新人だからと言われることについて

労務提供にかかる時間はすべて労働時間である。仕事が遅いとか、新人だからというのは社内教育の問題であって、労働時間とは関係がない。

(「和歌山県春闘情報 NO.10」より)